

人事院公示第4号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第4条の3第1項及び第4条の4第1項の規定に基づき、平成4年人事院公示第6号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成30年3月30日

人事院総裁 一 宮 なほみ

1 別表を次のように改める。

別表

年 齢 階 層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	4,748	13,284
20歳以上25歳未満	5,377	13,284
25歳以上30歳未満	5,967	14,255
30歳以上35歳未満	6,304	17,353
35歳以上40歳未満	6,673	19,286
40歳以上45歳未満	6,926	21,393
45歳以上50歳未満	7,020	23,905
50歳以上55歳未満	6,812	25,257
55歳以上60歳未満	6,313	24,859
60歳以上65歳未満	5,142	19,726
65歳以上70歳未満	3,930	15,291
70歳以上	3,930	13,284

2 この決定による改正は、平成30年4月1日から効力を発生する。